

「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」の改正について 新旧対照表

(二重線部分変更)

新	旧
第1条～第6条 (現行どおり) (課税未成年者口座等への移管) 第7条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。 ① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(第5条第1項第1号若しくは第2号又は同条第2項第1号若しくは第2号の移管がされるものを除く) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管 イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管 ロ (現行どおり) ② (現行どおり) 2 (現行どおり) 第8条～第12条 (現行どおり) 第3章 課税未成年者口座の管理 (課税未成年者口座の設定) 第13条 課税未成年者口座(お客様が当社又は当社と租税特別措置法施行令第25条の13の8第13項各号に定める関係にある法人の営業所に開設している特定口座若しくは預金口座、貯金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、2以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限り。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。 第14条～第21条 (現行どおり) 第5章 代理人による取引の届出 (代理人による取引の届出) 第22条～2 (現行どおり) 3 お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 4 (現行どおり) 5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 第23条～第30条 (現行どおり) 附則 この約款は、令和3年4月1日より適用させていただきます。 <u>この約款は、令和4年5月18日より適用させていただきます。</u> <u>成年年齢に係る令和元年度税制改正に伴い、2022年4月1日より、本文中の「19歳」を「17歳」に読み替えます。また、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に読み替え、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなします。</u> 以 上	第1条～第6条 (省 略) (課税未成年者口座等への移管) 第7条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。 ① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(第5条第1項第1号若しくは第2号又は同条第2項第1号若しくは第2号の移管がされるものを除く) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管 イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管 ロ (省 略) ② (省 略) 2 (省 略) 第8条～第12条 (省 略) 第3章 課税未成年者口座の管理 (課税未成年者口座の設定) 第13条 課税未成年者口座(お客様が当社又は当社と租税特別措置法施行令第25条の13の8第13項各号に定める関係にある法人の営業所に開設している特定口座若しくは預金口座、貯金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので2以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限り。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。 第14条～第21条 (省 略) 第5章 代理人による取引の届出 (代理人による取引の届出) 第22条～2 (省 略) 3 お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が20歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 4 (省 略) 5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が20歳に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 第23条～第30条 (省 略) 附則 この約款は、令和3年4月1日より適用させていただきます。 <u>2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</u> 以 上